

2022年9月 moodle スタートアップオンライン講習会

8. オンライン授業と著作権

隅谷孝洋 <sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp>
広島大学 情報メディア教育研究センター

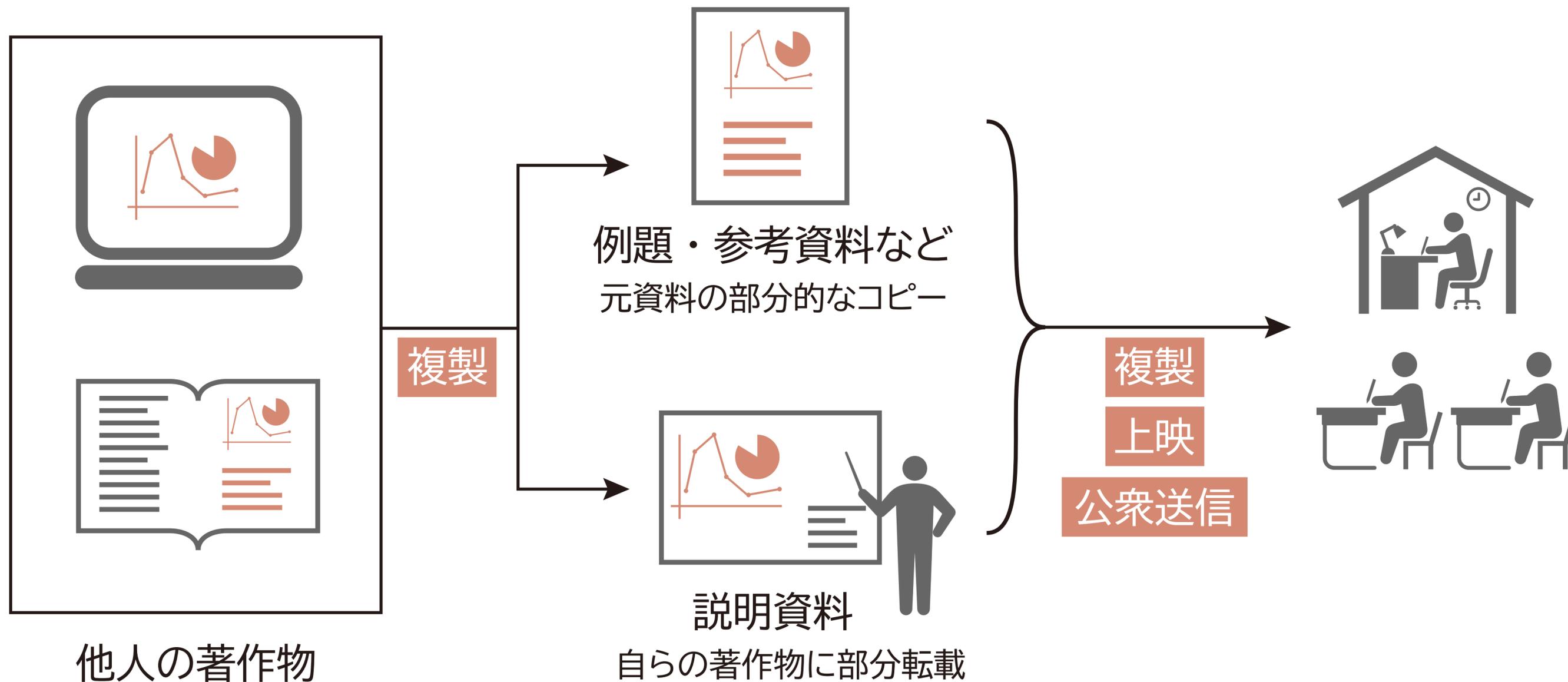
授業内容や資料は, 各教員の著作物
そこに

他者著作物を含める際のお話



利用するには許可が必要

しかし, 例外的に許可がいらない場合がある

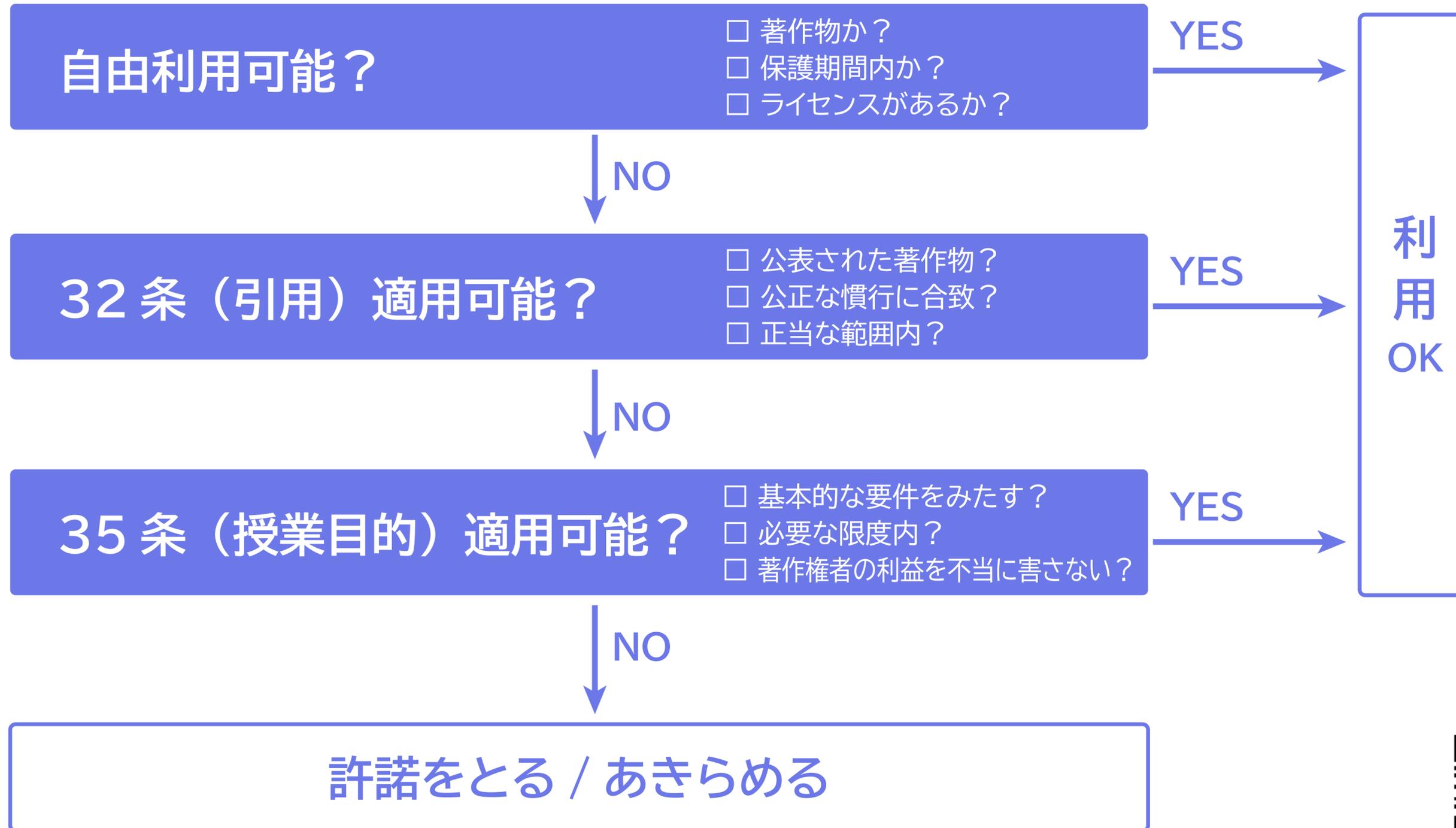


授業においては、これらの利用の多くを、著作権者に許可を得ることなく行えるよう「権利制限」を適用することが多い。

- ・著作権法第32条(引用)
- ・著作権法第35条(授業の過程における複製・公衆送信など)

- ▶ moodleにファイル掲載する
- ▶ 電子メールでファイルを配布する
- ▶ OneDrive, NextCloudなどのオンラインストレージで共有
- ▶ Teams会議で資料共有する
- ▶ Teams会議録画、PowerPointスライドショー録画等の動画配信

などなど…いずれも授業関係者だけに限定



権利制限 32条引用 適法な引用の条件

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

公表された著作物

公正な慣行に合致

正当な範囲(必要最小限)

- ▶必然性
- ▶主従関係
- ▶明瞭な区別
- ▶出所の明示
- ▶原型を保持

※学術論文やレポートなどでの「引用」とはやや異なる

※ 適法な引用となれば、一般公開や販売も可能

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

具体的な解釈が難しい→「運用指針」が公開されています



改正著作権法第35条運用指針 (令和3(2021)年度版)

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>

改正著作権法第35条運用指針

(令和3(2021)年度版)

2020年12月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

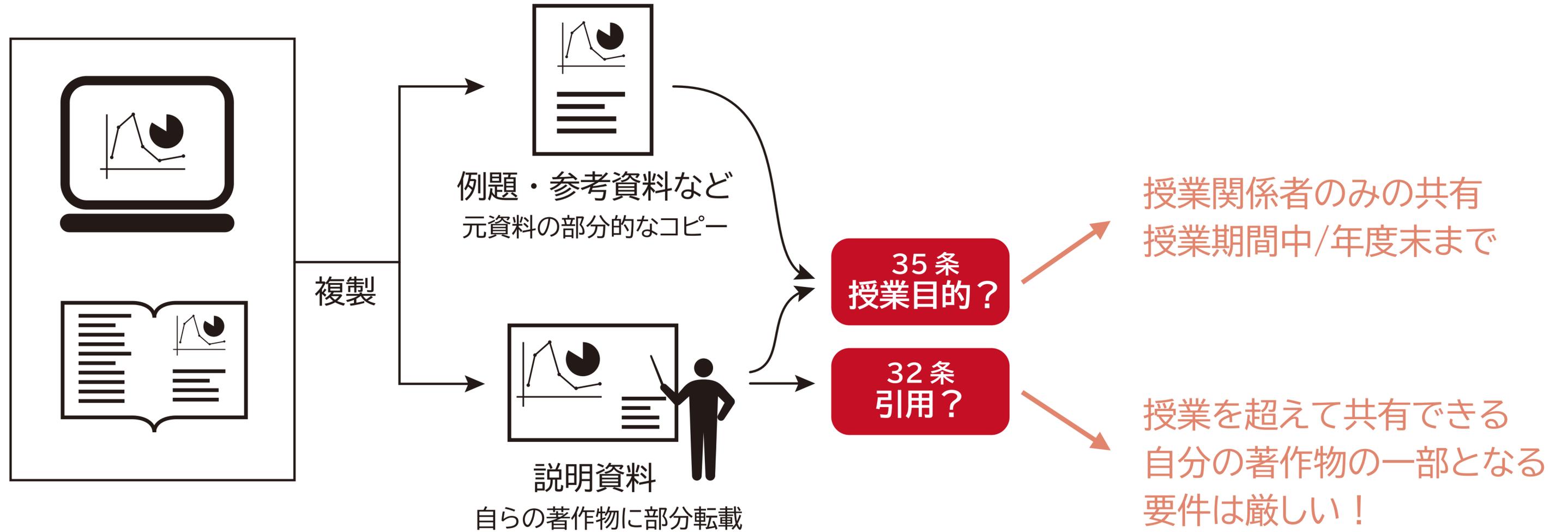
本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。
同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

「用語定義」+ 事例

- ① 複製
- ② 公衆送信
- ③ 学校その他の教育機関
- ④ 授業
- ⑤ 教育を担任するもの
- ⑥ 授業を受けるもの
- ⑦ 必要と認められる限度
- ⑧ 公に伝達
- ⑨ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合

用語	授業目的講習送信補償金制度の対象の例	授業目的講習送信補償金制度の対象外の例
公衆送信	サーバへの掲載／電子メールでの一括送信	(履修生以外にもアクセスできるようなもの)
授業	単位の出る授業／教員免許状更新講習／公開講座 (規模の制限あり)／履修証明プログラム ※予習, 復習は「授業の過程」とする	大学説明会, オープンキャンパスでの模擬授業など ／FD,SD／サークル活動／自主的なボランティア活動
教育を担任する／授業を受ける者	教授, 講師など(名称, 雇用形態は問わない)／学生, 科目等履修生など(実際に学習するもの)／事務職員など教育支援者, 補助者	(支援業者に依頼するもの)
必要と認められる限度	例示なし ※必要性は授業担当者が判断, 主観のみでなく客観的に説明できること	文献情報を示せば足りるような参考資料の複製・公衆送信
著作権者の利益を不当に害する場合 ※ 多くの記述があるので「運用指針」を参照のこと	不当に害する可能性が低い例 受信者の数は履修生の数まで／新聞の一つの記事／テレビ番組を投影しているところを録画して送信／一報の論文全部。ただし, 発行後相当期間が経っているなどいくつかの条件あり	不当に害する可能性が高い例 放送から録画した映画や番組の全体／授業を履修する学生の数を超える利用／試験対策問題集など学生購入を前提としたもの／小部分の複製を繰り返す, 結果として大部分になる

括弧書きは, 運用指針には直接の記載がないもの





「35条適用コンテンツ」の配布は授業期間内(長くとも年度内)



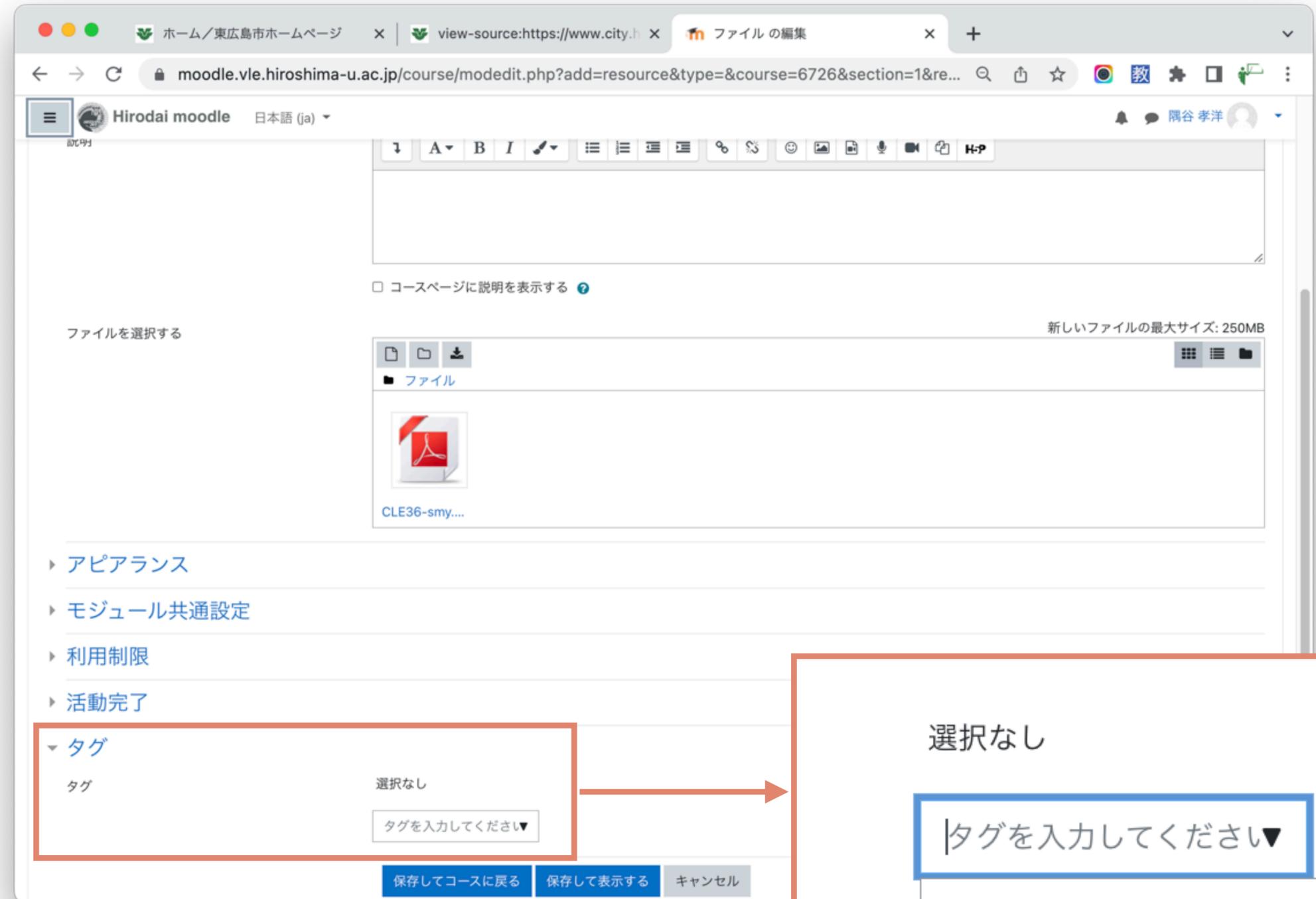
▶「引用」の範囲内で使えないか意識する

- 同一性保持に注意
- 資料の一人歩きに注意
- 「引用と見做せばよい」のではないことに注意
- 「引用」の権利制限は非常に強いことを意識

「出典を示せば引用」も誤解！

▶ 35条適用のものは、遅くとも学年末にはアクセス不可に

「著作権法第35条適用コンテンツ」のタグがついたものは、システムで一括して年度末に不可視とします。



選択なし

タグを入力してください▼

著作権法第35条適用コンテンツ

ご自分でコントロールしたい場合

例えば、「利用制限 - 制限を追加する - 日付」として、図のように設定すると、2022年度末で学生から見えなくなります。

The screenshot shows the Moodle course settings page for 'Hirodai moodle'. The left sidebar contains a menu with '利用制限' (Usage Restrictions) highlighted in a red box, with an arrow pointing to the right. The main content area shows the '利用制限' settings. A dropdown menu is set to '合致する必要がある' (Must match). Below it, a date restriction is configured: '日付' (Date) is set to '終了' (End) on '1' of '4月' (April) in '2023' at '00:00'. A button labeled '制限を追加する ...' (Add restriction ...) is visible at the bottom of the settings panel.

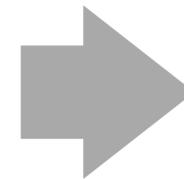
35条の改正 → 授業目的公衆送信補償金制度の創設

2015年から議論
2018年5月25日公布
2020年4月28日施行

旧35条

第1項 要件を満たせば、
授業目的の複製は
無許諾で可

第2項 同時中継型の場合、
授業目的の公衆送信は
無許諾で可



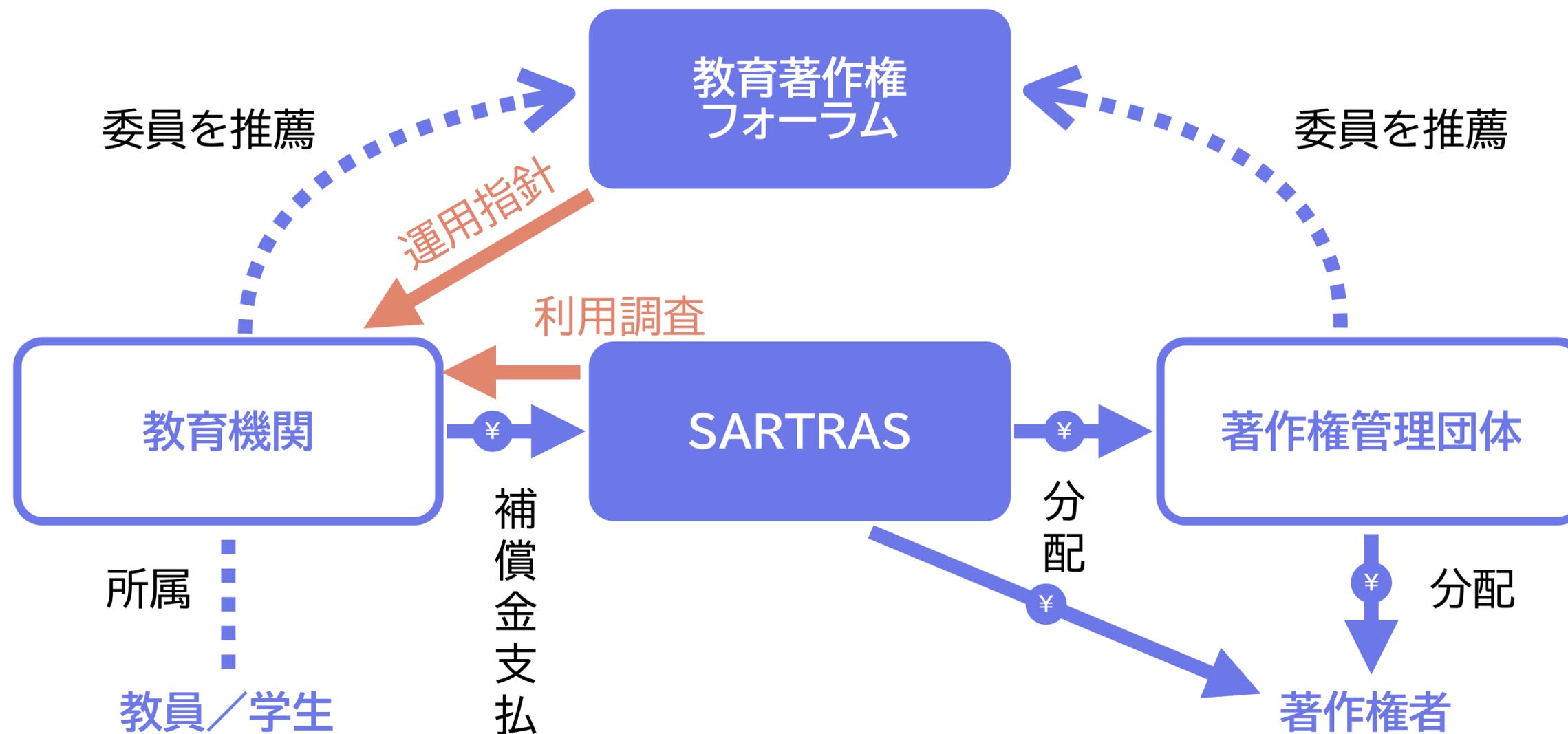
改正35条

第1項 要件を満たせば、授業目的の
複製・公衆送信・公の伝達は
無許諾で可

第2項 上記の公衆送信を行う場合は、
「教育機関の設置者」が
補償金を著作権者に支払う

第3項 同時中継型の場合、
授業目的の公衆送信は
補償金不要

- 2018年5月: 35条を含む改正著作権法が国会で成立, 25日に公布
- 2018年11月: 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」設置
- 2019年1月: 「授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」発足
- 2020年4月: 改正著作権法35条と104条関連部分の施行
- 2021年12月: 授業目的講習送信補償金規定が文化庁により認可



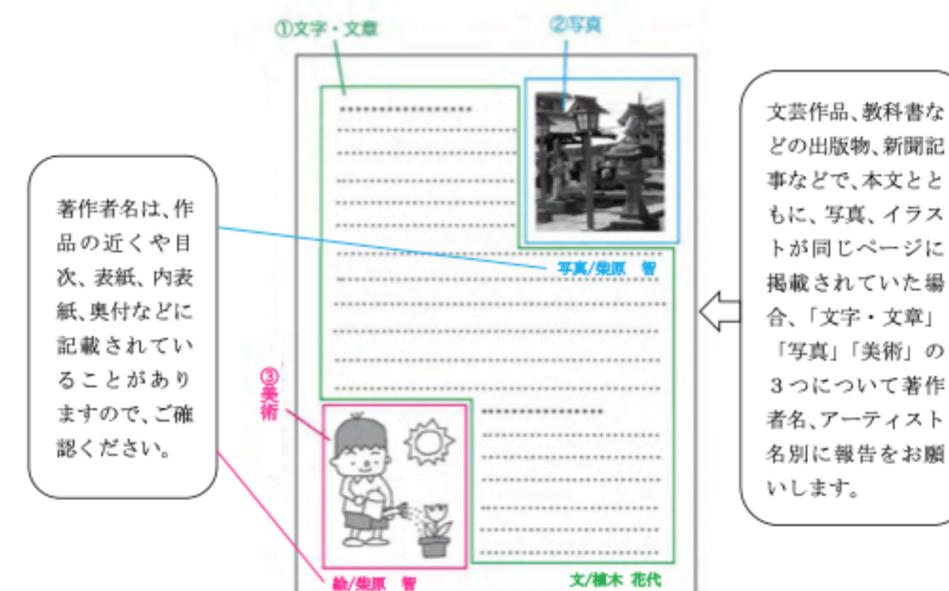
利用調査は、広島大学にもきています

- ▶ 2022年度は全国1200校
- ▶ 大学では部局単位、1ヶ月を指定。その間に
 - ✓ テレビ会議、メール一括送付などで公衆送信したもの
 - ✓ Moodleなどで、公衆送信を開始したもの(アクセス可能にしたもの)
- ▶ 入力項目 (実際はもっと項目数多いです)

2. 複数の著作物を一緒に利用した場合の報告の仕方

複数の著作物を1教材に利用した場合は、必ず別々に報告してください

公衆送信した1つの教材(1つのファイル)に複数の著作物が含まれている場合は、著作物単位で別々に報告をお願いします。1つの教材に3つの著作物があれば、必ず3つを報告してください。



SARTRAS 『利用報告』への入力の手引き

https://sartras.or.jp/hokoku/2021_hokoku/

授業担当者名 <small>教育機関用メモ欄です。ダウンロード時には出力されません。</small>	(1)教科等名・授業科目名	(2)学年	(3)履修者等の人数(合計)	ISBNまたは定期刊行物コード(雑誌)	(4)著作物の入手・掲載元の分類	(5)著作物の分類	新規登録
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	書籍・本 (電子版を含) ▾	文字・文章 ▾	

- ▶ 利用報告を元に補償金分配が行われています

確実な利用報告を！
備えあれば憂いなし！

著作権法の理解が必要

著作権法で何が保護されるのか

第32条(引用)

第35条(授業目的の複製・公衆送信)

そのうえで、

授業資料は自作(引用を含む)を原則とし、

35条を適用する場合は年度末までにアクセス不可に